

事 務 連 絡
平成24年 2月27日

各県立学校教育財産管理事務主任者 殿

施設整備課施設管財班長

災害復旧工事に係る財産異動について

このことについて、下記の処理にて対応願います。

記

- 1 災害等により損傷したものを原形に回復するための原形回復工事は財産 価格の増は行いません。(公有財産事務取扱要領別表6 (第50条関係))

ただし、改修内容を公有財産台帳に履歴として反映させる必要があるため、公有財産台帳(写)の備考欄に登載事項を朱書きして施設整備課あて提出願います。

担当：施設管財班 尾島

TEL 022-211-3351

FAX 022-211-3354